

平成29年第3回広尾町議会定例会 第1号

平成29年9月6日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議会運営委員会報告
- 3 会期の決定について
- 4 諸般の報告
- 5 総務常任委員会報告
- 6 産業常任委員会報告
- 7 行政報告
- 8 報告第 8号 継続費の精算報告書について
- 9 報告第 9号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 10 報告第10号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- 11 認定第 1号 平成28年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 12 認定第 2号 平成28年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 13 認定第 3号 平成28年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 14 認定第 4号 平成28年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 15 認定第 5号 平成28年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 16 認定第 6号 平成28年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 17 認定第 7号 平成28年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 18 認定第 8号 平成28年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 19 認定第 9号 平成28年度広尾町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 20 認定第10号 平成28年度広尾町水道事業会計決算認定について
- 21 同意第12号 広尾町教育委員会委員の任命について
- 22 議案第56号 財産の処分について
- 23 発委第 3号 広尾町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 議案第57号 広尾町公営住宅管理条例及び広尾町共同住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第58号 十勝港港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 26 議案第59号 広尾町立豊似公民館設置条例及び広尾町立豊似公民館使用条例の廃止について
- 27 議案第60号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

- 28 議案第61号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 29 議案第62号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 30 議案第63号 損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 31 議案第64号 平成29年度広尾町一般会計補正予算（第4号）について
- 32 議案第65号 平成29年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第2号）について
- 33 議案第66号 平成29年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 34 議案第67号 平成29年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 35 議案第68号 平成29年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について
- 36 議案第69号 平成29年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 37 議案第70号 平成29年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 38 議案第71号 平成29年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 39 議案第72号 平成29年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について
- 40 議案第73号 平成29年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）について

○出席議員（13名）

1番	浜 野 隆	2番	萬亀山 ちず子
3番	北 藤 利 通	4番	前 崎 茂
5番	志 村 國 昭	6番	山 谷 照 夫
7番	星 加 廣 保	8番	渡 辺 富久馬
9番	小 田 英 勝	10番	小 田 雅 二
11番	旗 手 恵 子	12番	浜 頭 勝
13番	堀 田 成 郎		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	道 淳 一
兼 出 納 室 長	道 淳 一
総 務 課 長	白 石 晃 基
総 務 課 参 事	松 田 哲 典
併 総 務 課 参 事	西 内 努

併 総 務 課 主 幹	折 笠 博 和
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一
企 画 課 長	長 田 吉 弘
企 画 課 長 補 佐	宝 泉
税 務 課 長	西 脇 秀 司
住 民 課 長	齊 藤 美 津 雄
住 民 課 長 補 佐	佐 藤 直 美 子
兼 住 民 課 長 補 佐	村 上 洋 彦
保 健 福 祉 課 長	山 崎 勝 彦
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 長	山 崎 勝 彦
保 健 福 祉 課 長 補 佐	佐 藤 清 美
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	菅 原 樹 美 恵
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 次 長	金 石 輝 義 子
健 康 管 理 セ ン タ ー 長	村 上 井 秀 司
兼 老 人 ホ ー ム 所 長	金 井 秀 司
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 平 浩 則
農 林 課 長	平 浩 則
兼 町 営 牧 場 長	雄 谷 幸 裕
水 産 商 工 観 光 課 長	室 谷 直 宏
水 産 商 工 観 光 課 長 補 佐	小 川 浩 司
兼 建 設 課 長	北 藤 盛 通
建 設 課 長 補 佐	前 田 井 真
建 設 課 長 補 佐	寺 井 川 司
上 下 水 道 課 長	小 川 浩 司
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	小 森 谷 亨
港 湾 課 長	今 井 啓 容
国 保 病 院 事 務 長	齊 藤 裕 美
国 保 病 院 事 務 次 長	渡 辺 將 人
国 保 病 院 事 務 次 長	金 石 輝 義

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	笹 原 博
管 理 課 長	山 岸 直 宏
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 岸 達 也

ひろお幼稚園長	道	尚	子
社会教育課長	保	志	悟
兼海洋博物館長	保	志	悟
社会教育課長補佐	浜	頭	力
図書館長	奥	村	京子

〈選挙管理委員会〉

委員長	宮	脇	昭	道
併書記	白	石	晃	基

〈監査委員〉

代表監査委員	大	林		忠
併書記	菅	原	康	博

〈公平委員会〉

委員長	木	下	利	夫
併書記	白	石	晃	基

〈農業委員会〉

会	今	村	弘	美
事務局	早	川		修

○出席事務局職員

事務局	菅	原	康	博
総務係	鎌	田		慎
総務係主事	林		菜々	美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、平成29年第3回広尾町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、北藤利通議員、9番、小田^{こだ}英勝議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
本報告書は、お手元に配付している定例会報告書1ページです。
ここで、委員長の報告を求めます。
議会運営委員会委員長、小田^{おだ}雅二議員、報告願います。
- 1、議会運営委員会委員長（小田^{おだ}） 議会運営委員会所管事務調査の報告を行います。
平成29年第2回定例会で承認を得た所管事務調査を実施しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。
お手元の報告書をごらんいただきたいと思います。
委員会の開催状況であります。開催日は平成29年9月1日であります。
開催場所、出席委員、出席説明員及び事務局職員については、記載のとおりであります。
調査の内容についてであります。議会の運営に関する事項についてですが、平成29年第3回定例会の会期は、9月6日から15日までの10日間とする。
人事案件（教育委員会委員の任命1件）の表決方法については、簡易表決で行うこととしました。
また、関連する認定第1号から認定第10号までの10件、議案第60号から議案第62号までの3件、議案第64号から議案第73号までの10件は、一括提案することで協議、了承されました。
議事日程予定表については、各議員に送付済みであります。
意見書案5件、陳情1件の提出があり、本会議に提案するよう協議、了承されました。
議会の基本条例、会議規則等に関する事項については、議会基本条例の一部改正については、議会運営委員会として本会議に提案するよう協議、了承されました。
議長の諮問に関する事項についてですが、議員定数等に関する調査のため、本定例会会期中に議長を除く全議員で構成する「議員定数等に関する調査特別委員会」を議長発議で設置することにしました。
なお、閉会中の継続調査とし、調査期間は調査終了までとすることで協議、了承されました。

以上であります。

- 1、議長（堀田） これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

この件は、さきに議会運営委員会が開催され、ただいま審査結果について委員長から報告がありました。本件に対する委員長の報告は、本日6日から9月15日までの10日間とするものです。

お諮りします。委員長の報告どおり会期は本日6日から15日までの10日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日6日から9月15日までの10日間とすることに決しました。

◎日程第4 諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程第4、諸般の報告を行いますが、欠席、遅参の届け出はございません。

議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、本定例会に町長から報告2件、認定10件、同意1件、議案18件を受理しております。また、教育委員会から報告1件、議会から議案1件、意見書案5件を受理しております。ほかに陳情書1件を受理しております。

次に、説明員の出席については、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申し出のあった関係者の出席を求めています。

次に、監査委員より平成29年5月から7月までの例月出納検査の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

一般質問は、4人の議員から通告があり、9月12日に行います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第5 総務常任委員会報告

- 1、議長（堀田） 日程第5、総務常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書20ページです。

ここで、副委員長の報告を求めます。

総務常任委員会副委員長、^こ田英勝議員、登壇の上、報告願います。

1、総務常任委員会副委員長（^こ田） 総務常任委員会所管事務調査報告書。

平成29年第2回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会の開催状況。

開催日、平成29年7月31日月曜日であります。

（2）から3、4、5、6までは記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

2、調査の内容。

（1）、保健福祉医療ゾーンの現状と今後の展望について。

保健福祉医療ゾーンの各施設を視察調査した後、資料に基づき説明を受けた。

①、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の考え方。

介護保険事業計画は「3年を1期」として策定しており、高齢者保健福祉計画と一体的に策定するため、同一の周期で見直しを行っている。

高齢者保健福祉計画は、長寿社会にふさわしい高齢者保健福祉の構築に向け、目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにするものである。介護保険事業計画は、高齢者保健福祉計画に包含され、地域の要介護高齢者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を計画的に実現するために定めるということであります。

②、第6期計画（平成27年度～平成29年度）の基本方針であります。

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加及び後期高齢者の増加は今後も推測され、認知症高齢者や介護が必要な高齢者の重症化予防や適切な支援体制整備がより一層求められている。

国は、第6期計画を策定するに当たり、第5期計画に引き続き「地域包括ケアシステムの構築」を理念として掲げている。「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が可能な限りは住みなれた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」のサービスが継続的・包括的に確保される体制のことである。

本町では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、この地域包括ケアシステムの構築を重要課題とし、第5次広尾町まちづくり推進総合計画の基本目標を目指して、計画的に取り組むとしているものであります。

③、各福祉施設の概要等。

1）、特別養護老人ホーム「つつじ苑」。

入所対象、原則65歳以上で要介護認定を受けており、身体上または精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難な方ということであります。

入所定員、入所状況、待機者の状況については、記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

できます。

引き続き、短期入所生活介護（ショートステイ）であります。障がい短期入所の状況。

利用対象、生活介護を必要とする利用者の心身の状況、もしくはその家族の状況による場合や利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むことが困難な方ということの規定でございます。

利用定員は記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

また、28年度の延べ利用者総数についても、同様に割愛させていただきます。

2）、養護老人ホーム「かもめ」。

入所対象の原則でございます。原則65歳以上で環境上及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方で当該市町村が措置決定された方であります。

入所定員、入所状況、待機者の状況については、記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

3）、生活支援ハウス「なごみ」についてであります。

入居対象は、広尾町に住所を有するおおむね60歳以上のひとり暮らし、または夫婦世帯等で独立して生活することに不安がある方ということであります。条件といたしまして、自炊ができ、介護度が要介護1以下であることが条件となっております。

入居定員、利用料、入居状況、待機者の状況については、記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

また、施設運営の事業主体は町であります。管理については広尾町社会福祉協議会に業務委託をしているということでございます。

4）、デイサービスセンターひろお。

利用定員は35名で、現在の利用登録者は113名ということであります。

利用回数、利用状況については、記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

また、現在の施設では、平成6年に1日の利用者数を15名として建設されており、手狭な状況になっているということでもあります。また、建築から22年が経過し、老朽化が進んでいるとの説明でございました。

④、次期計画（第7期）に登載予定の事業について説明申し上げます。

1）、小規模多機能型居宅介護、平成30年開始を予定ということでございます。

利用定員、介護保険料への影響額については、記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

2）、地域密着型通所介護、平成32年開始の予定ということでございます。

利用定員、介護保険料への影響額については、記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

最後になりますが、その中で総合的に主な質疑についてご説明申し上げます。

委員からは、養護老人ホーム、特別養護老人ホームの入所者が外出する際の対応ということについて、町側からは、養護老人ホームは、本人の身体状況等にもよるが、基本外出は認めているとい

うこととでございます。特別養護老人ホームは、本人のみの外出は認めていないということとあります。家族と相談の上では対応をしているということとでございます。

次に、委員からは、今年のような猛暑日における施設の対応についての質問がありました。町からは、施設には冷房設備がないため、扇風機や飲料水、保冷剤で体を冷やすなどで対応した。厳しい財政状況であり、冷房設備の設置は難しいと考えているという説明でありました。

以上、所管事務調査報告を終わらせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

◎日程第6 産業常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第6、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書24ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、北藤利通議員、登壇の上、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（北藤） 産業常任委員会所管事務調査報告書。

平成29年第2回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、委員会の開催状況。

（1）、開催日、平成29年8月8日火曜日でございます。

（2）から（5）は記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

調査の内容。

強風災害に伴う風倒木等の処理状況と今後の見通しについて。

風倒木等の状況について、平成28年度復旧完了造林地23.17ヘクタール（野塚地区）、伐採、集材作業が完了し、平成29年度復旧完了予定地となっている43.39ヘクタール（紋別地区）の視察調査をした後、資料に基づき説明を受けた。

①、風倒木被害と対策について。

1）、風倒木被害の概要。

昨年4月の暴風により大規模な風倒木被害が発生し、その後、8月に相次いで上陸、接近した台風が風倒害に追い打ちをかける事態となった。

森林法では、国有林以外は民有林と位置づけられており、本町の民有林面積は1万4,568ヘクタ

ールである。今回の被害面積は924.89ヘクタール（町有林498.04ヘクタール、民有林426.85ヘクタール）、全体の約6％に及んだ。

被害程度の分布状況を見ると、主に豊似、野塚地区の海岸線寄りの地域に大きな被害が発生し、被害額は推計で9億6,000万円以上に達している。

また、被害は伐期を迎えた人工林に多く、トドマツは幹が折れ、カラマツは根返りを伴った倒状が多く確認された。

2）、復旧に向けた主な取り組み。

被害発生直後から復旧に向けた要請活動を行い、北海道森林整備課長が定める「気象災害」の指定を受け、「森林環境保全整備事業（補助率68％）」の採択により、国や道の財政支援による被害木整理が可能となった。

現在、本事業で承認された「森林災害復旧計画書」に基づき、地域林業、木材産業の振興に支障が生じないよう対応している。

復旧事業の進捗状況は、平成28年度計画は100％達成。平成29年度は、現時点で62.2％の進捗率である。

最終事業年度である平成31年度までに復旧造林の完了を目指し、計画に沿った事業を実施している。

3）、倒木処理に係る事業費等について。

平成28年度決算に係る事業収支は、総事業費8,344万8,291円に対し、補助金収入4,332万2,254円、素材販売収入4,620万5,269円で607万9,232円の黒字となっているが、処理された素材の搬出、販売が積雪などの影響で翌年度に繰り越されたものもあり、これを加えると2,000万円を超える黒字となる。

倒木処理は順調に実施されており、今後においても素材の処理、販売、植林など計画的に進めることとしている。

②、今後の課題と対策について。

1）、風倒害リスク管理技術の構築。

風倒木の発生は、土壌などの立地、林分構造、森林の施業履歴などに関係があると言われているが、いまだメカニズムに応じたりスク管理技術は構築されておらず、早期確立が望まれる。

北海道立総合研究機構は、平成30年度から32年度にかけてハザードマップと森林情報の整理、データ分析による風倒害リスクの割り出しなど、効果的な対策手段のシステム開発に取り組むとしている。本町に対し実証実験の展開要請があり、積極的に協力していく考えである。

2）、本町における森林管理体制の充実について。

昨年の森林被害は悲惨な状況であり、原状復旧には多大な時間と費用を要することになる。

今後、森林所有者の造林意欲が低下し、放棄される林地が広がらないよう治山及び森林整備事業については、中長期的計画のもと、国や道が責任を持って実施すべきと考える。

また、行政には人的な調査体制の確立と素早い情報収集、あわせて森林境界等の測量能力や観察機能の強化が求められる。

現有のGIS（地理情報システム）機材に加え、産業用ドローンの活用が有効であり、早期導入が必要である。

これをもって産業常任委員会所管事務調査報告といたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

◎日程第7 行政報告

1、議長（堀田） 日程第7、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇の上、報告願います。

1、町長（村瀬） 第3回の広尾町議会定例会にご参集いただきましてありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

まず、1点目の国民健康保険税軽減判定誤りについてであります。

この件に関しましては、本年6月の議会で行政報告させていただいた国の保険料算定システムの不備による後期高齢者保険料軽減判定誤りと関連し、国保税においても同様の誤りが認められたところであります。平成19年から28年の10年間で該当者22名、還付額175万3,000円が発生しております。

原因につきましては、国保税の軽減判定所得を計算する際に使用する繰越損失の額が住民税上の繰越損失額で計算されたという全国的な誤りに加えて、繰越損失が加味されていないという方も何名かおり、その方たちの均等割及び平等割の軽減判定が誤って行われ、過大徴収となったものであります。

該当者の皆様に深くおわびを申し上げるとともに、過大徴収した国保税を早急に還付したいと考えており、本議会に関係予算の補正を提出しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。今後はこういったことのないように管理体制を強化し、適正な業務の執行に当たるよう、一層努めてまいります。

2点目の公用車の交通事故についてであります。

本年7月21日、職員が帯広信用金庫広尾支店に公用車をとめるため、駐車場に進入した際、右側前方に駐車していた相手車両が駐車場を出ようと後方確認をせず後退したため、公用車前部と相手方車両の後ろの部分が接触したものであります。この事故により、双方の車両が破損いたしましたけれども、けがはありませんでした。損害賠償の和解及び損害賠償の額に係る議案と関係予算につきましては、本議会に提出しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、3点目の平成29年度普通交付税の決定についてであります。

平成29年度の地方交付税額が7月25日に決定いたしましたので、その概要について説明をいたします。行政報告資料の資料番号1であります。お開きをお願いいたします。A4横の資料の中ほどにあります広尾町の欄をごらんいただければと思います。

本年度の普通交付税は32億2,397万5,000円であります。当初交付決定額で前年度と比較いたしますと、交付額で1億6,178万円の減、率で4.8%の減となりまして、地方財政計画上の減少率2.2%を2.6ポイント上回る結果となりました。

また、臨時財政対策債の29年度発行可能額は1億8,163万9,000円、2.2%の減となっております。

なお、29年度の普通交付税と臨時財政対策債の合計では34億561万4,000円となり、前年度当初の合計額と比較いたしますと、金額で1億6,595万3,000円の減でありまして、率で4.6%の減となったところであります。減額の主な要因でありますけれども、地域経済・雇用対策費及び公債費の減に伴い、基準財政需要額が減少となったところであります。

一方、基準財政収入額は法人町民税の法人税割の伸びにより増額となり、全体として地方財政計画を上回る減少率となったところであります。

また、平成29年度の当初予算については、普通交付税32億円、臨時財政対策債2億1,000万円、合計34億1,000万円を計上しておりますが、算定の結果、438万6,000円の減額補正となったところであります。

以上で、地方交付税算定の説明とさせていただきます。

次に、4点目の第5次広尾町行政改革大綱の策定についてであります。

本町の行政改革につきましては、これまで4次にわたる大綱を策定し、効率的な行財政執行に取り組んできたところであります。このたび、平成30年度から36年度までの7年間の計画期間とする第5次の行政改革大綱を別添の行政報告資料2のとおり策定をいたしましたので、報告をいたします。

第5次の行政改革大綱は、基本的には第4次行革の取り組みを引き継いだ内容となっており、効率的な行財政運営の執行を基本方針として4つの基本視点、30の具体的取り組み事項をもって引き続き行政改革を推進することとしております。

自主・自立のまちづくりを選択した広尾町が、将来にわたり豊かで安心して暮らせるまちづくりを実現するために、町民の皆様とともに一層行政改革に取り組んでまいり所存でございます。今後の取り進めに当たりまして、議員の皆様のご指導とご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、5点目の町有地の処分について報告をいたします。

本年の6月議会において行政報告いたしました介護サービスの小規模多機能型居宅介護事業所及びサービスつき高齢者向け住宅用地として、こぶしが丘団地の北側の土地を売却することで、不動産鑑定等を取り進めてきたところであります。今般、不動産鑑定等が完了し、処分することとしたので、報告をいたします。

処分する土地につきましては、行政報告資料の3にお示しをしているところであります。

所在が広尾町丸山通北4丁目65番8、地目が宅地でありまして、面積は4,612.1平方メートルであります。

売却の相手方は、8月7日付で土地取得の要望のありましたケアハウスグランパランHIR00株式会社、代表取締役矢木唯氏であります。

売却価格は1平方メートル当たり4,050円で、合計額が1,870万円であります。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

特に行政報告に対する質問は、12日の一般質問時に発言を許しますので、本日の午後5時までに具体的内容を記載した文書をもって通告を願います。

◎日程第8 報告第8号

1、議長（堀田） 日程第8、報告第8号 継続費の精算報告書についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第8号 継続費の精算報告書についてであります。

議案書1ページであります。

平成28年度をもって継続年度が終了した広尾町一般会計の継続費の精算について、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき報告をさせていただきます。

次のページであります。

別紙の平成28年度広尾町一般会計継続費精算報告書であります。

7款5項、事業名は公営住宅整備事業であります。全体計画に対する実績及び比較の年割額、財源内訳は、おのこの記載のとおりであります。

以上で、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、報告第8号 継続費の精算報告書についての報告を終わります。

◎日程第9 報告第9号

1、議長（堀田） 日程第9、報告第9号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第9号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

議案書の3ページをお願いいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して別紙のとおり報告をさせていただくものであります。

詳細につきましては、副町長より補足説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

田中副町長。

1、副町長（田中） それでは、報告第9号についてご説明をいたします。

まず、お手元の関係資料の確認をさせていただきたいと思います。別紙の平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書であります。次に、監査委員さんからの平成28年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書、そして公営企業会計決算に基づく資金不足比率審査意見書の2冊、合計3冊でございます。お手元に用意をさせていただきたいと思います。

初めに、決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書の1ページをお願いいたします。総括表であります。

中ほどに米印がございまして、健全化判断比率の概要について記載をしております。後ほどご確認をさせていただきたいと思います。

表の説明であります。判断項目といたしまして、実質赤字比率から将来負担比率までの4つの指標を示しております。それぞれの判断比率は、標準財政規模と比較して指標化したものであります。

指標と判断基準の関係であります。これら4つの指標のいずれかが早期健全化基準を超えた場合、自主的な改善努力によります財政健全化計画を定めることとなります。

また、将来負担比率を除く3つの指標のいずれかが財政再生基準を超えた場合、国の関与、指導によります財政再生計画を定めなければならないということになっております。

初めに、実質赤字比率であります。

一般会計の実質収支が赤字の場合に表示されます。また、連結実質赤字比率については全会計を含めた実質赤字の場合に数値として表示されますが、いずれも黒字決算となったことから比率の表示はございません。

次の実質公債費比率につきましては7.9%、将来負担比率は93.4%となっております。いずれも早期健全化基準を下回っているところであります。

なお、これらを算出するための計算式等につきましては、2ページから5ページに詳細に記載をしておりますので、後ほどご確認をさせていただきたいというふうに思います。

次に、6ページをお願いいたします。

28年度決算に基づく資金不足比率報告書であります。

公営企業会計等に係る資金不足比率の状況であります。本町においては、公営企業法適用企業として国保病院事業会計、水道事業会計の2つの会計がございまして、また、法非適用企業として港湾

管理、簡易水道、下水道事業の3つの特別会計が対象となっております。

7ページをお願いいたします。

(2)の①のところでございます。

28年度決算では、国保病院事業会計で流動負債が流動資産を上回っておりますが、解消可能資金不足額を算入することで資金不足はありません。その他の会計についても資金不足はありませんでした。

詳細につきましては、7ページから8ページに記載のとおりであります。後ほどご確認をいただきたいと思っております。

次に、決算に基づく健全化判断比率に対する監査委員さんからの意見書でございます。意見書のほうをお願いいたします。

意見書の2ページであります。

5の審査の結果、(1)、総合意見であります。読ませていただきます。

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められるとするものであります。

次に、資金不足比率審査に対する監査委員さんからの意見書であります。もう一冊のものであります。公営企業会計決算に基づく資金不足比率審査意見書でございます。

この1ページ目、一番下の5のところでありますけれども、審査の結果が記載をされております。これも朗読させていただきます。

審査に付された平成28年度各公営企業会計決算に基づく、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、各公営企業会計決算において資金不足額は生じていないため、資金不足比率は算定されないことを確認したとするものであります。

以上で、報告第9号の補足説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、報告第9号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

◎日程第10 報告第10号

1、議長（堀田） 日程第10、報告第10号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についての報告を行います。

笹原教育長、登壇の上、報告願います。

1、教育長（笹原） それでは、報告第10号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づき報告をさせていただきます。

お手元の点検及び評価報告書 1 ページをお開き願いたいと思います。

まず、総合教育会議の開催状況についてであります。

改正地方教育行政法の施行に伴い平成27年度に設置された広尾町総合教育会議につきましては、6月2日と3月1日の2回の会議を開催しております。議題につきましては、町政執行方針、教育関係予算、学校施設の耐震化の進捗状況などでございます。

次に、2ページから4ページまでは、教育委員会会議の開催状況についてであります。平成28年度は、持ち回りを含め9回の会議を開催しております。各会議における議題等につきましては、掲載のとおりでございます。

次の5ページから11ページまでは、平成28年度におけます教育委員の主な活動状況を載せてございます。各種会議のほか学校行事、各種団体等の行事にも出席をし、幅広く父兄や地域の皆様のご意見を伺ってございます。

次に、12ページですけれども、教育委員会に設置している主な審議機関等の開催状況でございます。

13ページには、平成28年度の教育費に係る予算と決算の状況を載せてございます。教育費全体の予算に対する執行率は83.9%となっております。

次に、お隣の14ページから23ページにかけましては、教育委員会の事務事業の執行状況等について掲載をしておりますが、まず平成28年度の教育行政執行方針に関する主な施策について、学校教育、幼稚園教育、学校給食、社会教育、社会体育、図書館のそれぞれ項目ごとに整理をしております。

続く24ページからは学校教育に関する事業の状況といたしまして、各学校の学級編制や児童生徒数をはじめ、学校教育に係る事業の実施状況、学校等施設の耐震状況について載せております。

また、33ページからは、文化・社会教育・社会体育に関する事業の状況を載せており、39ページと40ページには、平成28年度の文化賞・スポーツ賞等の受賞者一覧を掲載してございます。

それでは、終わりになりますが、これまでの各事項について41ページと42ページに広尾町行政改革推進委員会会長下森現勇氏並びに広尾町PTA連合会会長山畑裕貴氏のお二人からご意見をいただいております。

以上、簡単ではございますが、平成28年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、報告第10号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についての報告を終わります。

休憩します。

午前10時46分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

再開します。

◎日程第 11 認定第 1 号～日程第 20 認定第 10 号

1、議長（堀田） 日程第11、認定第 1 号 平成28年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第20、認定第10号 平成28年度広尾町水道事業会計決算認定についてまでの10件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） それでは、認定第 1 号の平成28年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第 8 号 平成28年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 8 件については、地方自治法第233条第 3 項の規定によって、決算について監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

次に、認定第 9 号についてであります。平成28年度広尾町国民健康保険病院事業会計決算認定についてと認定第10号の平成28年度広尾町水道事業会計決算認定についての 2 件につきましては、地方公営企業法第30条第 4 項の規定によって、決算について別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

それぞれの各会計の決算の内容につきましては、副町長より補足説明をいたします。各会計の決算認定につきましては、認定方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

田中副町長。

1、副町長（田中） それでは、説明をさせていただきます。

初めに、お手元の決算書並びに決算関係資料の確認をお願いいたします。

各会計別の決算書が 1 冊であります。分厚いものであります。それから主要な施策等説明資料が 1 冊であります。続きまして、国民健康保険病院事業会計決算書が 1 冊、水道事業会計決算書が 1 冊、監査委員さんからの一般会計及び特別会計の決算審査意見書が 1 冊、企業会計分が 1 冊でございます。お手元にご用意をいただきたいと思います。

初めに、一般会計の決算についてご説明をいたします。

各会計別決算書をお願いいたします。

4 枚めくっていただきまして、1 ページ目、2 ページ目をお願いいたします。

このうち一般会計の分についてであります。

予算現額90億2,083万9,000円に対しまして、歳入決算額87億9,351万3,998円、歳出決算額85億7,

707万8,531円、差し引き額 2 億1,643万5,467円でありまして、歳入決算額に対する歳出決算額の執行率は97.5%であります。

次に、特別会計の関係であります。

港湾管理特別会計から後期高齢者医療特別会計の7特別会計の予算現額、歳入決算額、歳出決算額、差引額、執行率については記載のとおりでありまして、下から2段目にあります特別会計の合計欄でご説明をいたします。

予算現額28億8,542万2,000円に対しまして、歳入決算額28億5,461万7,129円、歳出決算額28億2,541万1,682円、差引額2,920万5,447円、執行率99.0%であります。

次に、主要な施策等説明資料のほうをお願いいたします。

初めに、この資料の訂正をお願いしたいと思います。主要な施策報告書の112ページであります。

水産業施設費の関係でありますけれども、事業区分の事業の4番、水産加工排水処理センター設備取りかえ工事の事業名、固・液分離装置取りかえ工事の請負費が欠落をしております。記載をお願いしたいと思います。360万9,900円、「3,609,900」でございます。加筆訂正のほうをお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

それでは、この資料の1ページに戻っていただきたいというふうに思います。

主要な施策資料の1ページ、第1表の決算概況について順次ご説明をいたします。単位につきましては、1,000円あるいはパーセントで表示をしております。

まず、1番目の一般会計の決算状況についてであります。平成28年度の歳入歳出差し引きの決算額につきましては、(C)欄の2億1,643万5,000円となりました。翌年度に繰り越すべき財源(D)欄564万1,000円を差し引き実質収支(E)欄につきましては、2億1,079万4,000円となったものであります。

次に、単年度収支(F)欄でありますけれども、1,125万7,000円、積立金(G)欄は1万7,000円で、繰り上げ償還額(H)欄及び積立金取り崩し額(I)欄はありませんでした。結果、実質単年度収支は1,127万4,000円となったものであります。

次の欄をお願いします。2の一般会計地方債残高及び財政指数状況等であります。

平成28年度の地方債現在高であります、134億1,101万5,000円であります。平成27年度末現在高と比較しまして3,738万9,000円の増加であります。平成27年度末現在高には、南十勝消防事務組合の解散に伴い広尾町に承継されました2億1,788万2,000円を含んでおります。残高の内訳につきましては、政府資金、その他でございまして、記載のとおりでございます。

次の次年度以降の債務負担行為額でございます。2億373万5,000円であります。前年度比2,269万4,000円の減少でございます。

次に、平成28年度決算における本町の実質公債費比率は7.9%で、昨年と同。

将来負担比率は93.4%であり、昨年と比較して11.7ポイントの減少となりました。

次に、中の表の関係であります。

28年度の財政力指数であります、0.212であります。

次の経常収支比率につきましては85.1%でありまして、昨年度比2.8ポイントの減少であります。

次に、税の徴収関係であります。全体では92%でありまして、0.2ポイントの増加であります。現年度分につきましては、0.1ポイントの増加であります。

次に、基金の状況であります。

平成28年度の全会計の合計積立金現在高は28億7,583万5,000円であります。その内訳につきましては、財政調整基金が6億8,396万6,000円、減債基金が9億2,951万5,000円、その他特目基金が12億1,049万5,000円であります。国民健康保険基金が125万4,000円、介護保険給付費準備基金が5,060万5,000円、用品購入基金が800万円、これを含めた合計額は28億8,383万5,000円となるものであります。

備荒資金組合の納付金の関係であります、現在高が2億2,219万6,000円となっております。

次に、4の各会計別の決算状況についてであります。

これにつきましては、最後の列の上段にあります地方債の残高28年度末の現在高について説明をさせていただきます。

港湾管理特別会計では3億4,955万1,000円で、前年度に比較し4,798万7,000円の減少。

簡易水道事業特別会計では2億1,684万8,000円で、1,531万8,000円の減少。

下水道事業特別会計では21億3,988万8,000円で、1億2,807万3,000円の減少。

国民健康保険事業勘定特別会計では960万円。

特別会計全体では28年度末残高27億1,588万7,000円で、1億9,137万8,000円の減少となりました。

次に、5の各特別会計への繰出金等の決算状況について説明をいたします。

簡易水道事業特別会計につきましては歳出で災害復旧費の増により、下水道事業特別会計につきましては歳出で公債費の減により、国民健康保険事業勘定特別会計につきましては歳出で保険給付費の減により、介護保険特別会計につきましては歳出で療養給付費、国庫負担金返還金の増により、介護サービス事業特別会計につきましては歳出で人件費の減により、後期高齢者医療特別会計につきましては歳入で医療保険料の増により、それぞれの会計で繰出金が増減をしたものであります。

国民健康保険病院事業につきましては、医業収益の減が主な要因であります。

以上が、平成28年度の一般会計及び各特別会計の決算概要であります。

それでは次に、監査委員さんから意見書が提出されておりますので、28年度の一般会計及び特別会計の決算審査意見書並びに広尾町基金運用状況審査意見書をごらんいただきたいというふうに思います。

1ページ目をお願いいたします。

監査委員さんからの意見書の1ページ目、5の審査の結果であります。朗読をさせていただきます。

平成28年度広尾町各会計決算額は、関係帳簿及び証書類と照合し、相違ないことを確認した。また、予算の執行、収入支出及び財産の管理並びに財務にかかわる事務は適正に執行されたものと認めるとするものであります。

次に、この資料の12ページをお願いいたします。

基金運用状況審査意見書であります。

広尾町の基金にかかわる関係でありまして、12ページの3の審査の結果、一番下の段であります。基金運用の計数は次表のとおりであり、基金の目的に沿って適正に運用されたものと認めるとするものであります。

次に、認定第9号の病院の関係であります。

国民健康保険病院事業会計決算書をお願いいたします。

この決算書の14ページをお願いします。

(1)の総括事項によりまして、決算の報告をさせていただきます。

本年度は、内科医3人、外科医1人の4人体制で、入院・外来の診療に当たりました。

また、引き続き出張医の派遣による整形外科・循環器科・皮膚科・脳神経外科・精神科、計5科の専門外来実施や週1回の内科夜間診療を引き続き行い、受診者の利便性向上に努めたところであります。

本年度の患者総数については、人口の減少や薬剤の長期投与などによる受診回数の減により4万3,775人と、前年度より3,325人、率にして7.1%の減少となりました。

内訳としましては、入院患者数1万2,260人で前年度比909人の減、外来患者数3万1,515人で前年度比2,416人の減となったものであります。

本年度事業損益計算におきましては、収入総額7億7,311万8,910円と前年度比2,042万2,895円の減収であり、費用総額8億3,035万640円で前年度比1,009万701円の支出減となりまして、収支差額5,723万1,730円の損失決算となりました。

資本的収支においては、一般会計負担金9,639万5,559円、企業債1,240万円、寄附金10万円の収入をもって、企業債償還金8,621万1,923円、建設改良費2,268万3,636円に充てております。

次に、認定第10号の水道事業会計の決算であります。

水道事業会計の決算書の14ページをお願いします。

総括事項によりまして、決算の報告をさせていただきます。

平成28年度における水道事業は、給水戸数が前年度より17戸減の2,971戸、給水人口は5,742人となりました。有収水量は、給水戸数及び給水人口の減少などの影響から、7,378立方メートル減の58万977立方メートルとなりました。

収納率は、現年度分98.1%で前年度より0.1ポイントの増、過年度分73.0%で前年同、全体では97.4%と前年度比0.2ポイント増の実績でありまして、滞納額は前年度より10万8,340円減の297万3,220円となったところであります。

有収率は、漏水調査・修理及び既設老朽配水管の布設がえを行ったため、前年度比1.2ポイントの増の86.8%になりました。

建設改良については、有効期間が満了となる量水器の更新をはじめ、老朽化した配水管の整備を行い、また、錦通南2丁目及び中広尾地区の配水管新設工事及び配水池の計装機器更新工事を行いました。

経営状況は、地方公営企業の基本原則に立脚し経済性を発揮するとともに、公共の福祉の増進に努めたものの、収益的収支は税抜きで、水道事業収益1億3,666万3,841円に対し水道事業費用1億

5,358万2,845円で、差し引き1,691万9,004円の当年度純損失となりました。

また、資本的収支については、収入額ゼロ円に対し支出額5,845万9,684円で、資本的収支不足額5,845万9,684円は、当年度分消費税資本的収支調整額332万6,818円、当年度損益勘定留保資金5,513万2,866円で補填をいたしました。

なお、当年度純損失1,691万9,004円については、建設改良積立金で補填をいたしました。

次に、両会計におけます監査委員さんからの意見書に入らせていただきます。

公営企業会計決算審査意見書の1ページをお願いいたします。

一番下の5、審査の結果であります。

平成28年度広尾町各公営企業会計決算額は、関係帳簿及び証書類と照合し、相違ないことを確認した。また、予算の執行、収入支出及び財産の管理並びに財務にかかわる事務は適正に執行されたものと認めたとするものであります。

以上で、認定第1号から認定第10号までの補足説明を終わらせていただきます。

各会計におきます各事業につきまして、一定の推進ができましたことにつきまして、ひとえに議員各位の多大なご指導、ご理解、ご協力のたまものであります。改めて厚くお礼と感謝の意をあらわす次第でございます。重ねまして、認定方どうぞよろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本件10件は、議長と議会選出監査委員を除く11名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、委員会には必要に応じて地方自治法第98条による検閲検査請求権を付与しておきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件10件は、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

ここで、委員会の正副委員長を互選するため、決算審査特別委員会の開催を願います。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長であります星加廣保議員に臨時委員長をお願いします。

決算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩します。

午前11時21分 休憩

午前11時27分 再開

再開します。

諸般の報告をします。

先ほど設置されました決算審査特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので報告します。

委員長には小田英勝議員、副委員長には浜頭勝議員が互選されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 1 同意第 1 2 号

- 1、議長（堀田） 日程第21、同意第12号 広尾町教育委員会委員の任命についてを議題とします。
提出者に提案理由の説明を求めます。
村瀬町長、登壇願います。

- 1、町長（村瀬） 同意第12号の広尾町教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。
現在、教育委員であります大森敬子氏が本年11月30日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を教育委員に任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。
大森氏は、昭和28年のお生まれで、現在、ご主人とともに有限会社十勝大森牧場、大森カントリ―ガーデンを経営し、花の栽培、販売、ガーデニング指導など広く活躍されています。大森氏には平成17年から教育委員をお願いしておりまして、温厚な人柄と豊かな教養に加え、教育、文化、学術にすぐれた識見を有しておられ、教育委員に適任であると考え、提案させていただきました。
ご同意方よろしくお願い申し上げます。

- 1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。
本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。
これより同意第12号 広尾町教育委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、本件は同意することに決しました。

◎日程第 2 2 議案第 5 6 号

- 1、議長（堀田） 日程第22、議案第56号 財産の処分についてを議題とします。
提出者に提案理由の説明を求めます。
村瀬町長、登壇願います。

- 1、町長（村瀬） 議案第56号の財産の処分について提案理由を申し上げます。
今回の港湾用地の売却の内容については、関係法令では議決要件ではありませんが、港湾用地について、これまでの慣例によりまして議会の議決を求めるとするものであります。
所在地につきましては、広尾町会所前5丁目1番2。
面積につきましては、1,341平方メートル。
地目は、雑種地であります。

売却価格につきましては、1,375万8,660円であります。

契約の相手方は、広尾町字茂寄936番地の1、池下産業株式会社、代表取締役社長池下藤一郎氏であります。

本案は、十勝港第3ふ頭地区において事業を展開している池下産業株式会社の事業計画の遂行に資するため、現在の敷地に隣接する港湾関連用地を売却するものであります。

お手元の議案資料の1ページをお願いいたします。

議案資料の1ページに財産処分をする土地の位置図を添付しております。黒く縁取り網かけをしているところであります。また、売却価格の算出の根拠であります。過去の十勝港における売却例の1平方メートル当たり1万1,400円を基本に、土地が不整形地であるため10%を減じた1万260円とするものであります。

以上、提案理由の説明をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第56号 財産の処分についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 発委第3号

1、議長（堀田） 日程第23、発委第3号 広尾町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、小田^{おだ}雅二議員、登壇願います。

1、議会運営委員会委員長（小田^{おだ}） 発委第3号 広尾町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

お手元の議案資料1ページの新旧対照表をごらんください。

本条例の改正につきましては、広尾町特別職報酬等審議会条例との整合性を図りたいとするもの

であります。

新旧対照表の改正のところでありますが、「広尾町特別職報酬等審議会の意見を尊重するほか、議員が提案する場合は、改正理由の説明を付して提案する。」に改めるものであります。

なお、附則につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上、議決方よろしく願います。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより発委第3号 広尾町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第57号

1、議長（堀田） 日程第24、議案第57号 広尾町公営住宅管理条例及び広尾町共同住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第57号 広尾町公営住宅管理条例及び広尾町共同住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、本年7月の公営住宅法の改正に伴い、公営住宅法施行令と公営住宅法施行規則の条のずれが生じたことから、広尾町公営住宅管理条例及び広尾町共同住宅管理条例において該当条項の引用箇所について、それぞれ条例の一部を改正するものであります。

よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第57号 広尾町公営住宅管理条例及び広尾町共同住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第58号

1、議長（堀田） 日程第25、議案第58号 十勝港港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第58号 十勝港港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、港湾内での遊泳及び正当な理由なく潜水する行為について科料に処する罰則を規定し、刑法上の罰則を設ける一部改正を提案するものであります。

十勝港内の水産資源などの素潜り等による採捕については、北海道海面漁業調整規則にも抵触せず、禁止するその他の法令等もないことに加え、平成29年4月1日より北海道漁港管理条例の一部が改正され、北海道が管理する漁港において、これまでの行政処分から逮捕も可能な刑法上の罰則を設けた条例に改正された経緯があります。広尾町内では音調津漁港が北海道漁港管理条例の対象漁港となっておりますが、十勝港においても罰則を規定することにより、港湾内の水域における利用秩序の維持を図るための条例改正をするものであります。

なお、刑法上の罰則を規定するに当たり、釧路地方検察庁と協議し、改正内容の確認をいただいたほか、6月30日から7月28日までまちづくり意見公募を実施し、意見等なしとなったところであります。

附則についてであります。平成29年10月1日から施行したいとするものであります。

遊泳及び潜水禁止区域につきましては、議案資料の5ページにお示しをしているところであります。

議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第58号 十勝港港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第59号

1、議長（堀田） 日程第26、議案第59号 広尾町立豊似公民館設置条例及び広尾町立豊似公民館使用条例の廃止についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第59号 広尾町立豊似公民館設置条例及び広尾町立豊似公民館使用条例の廃止について提案理由を申し上げます。

本案は、豊似公民館を老朽化により解体撤去する予定であることから、関係条例を廃止する条例を制定するものであります。

豊似公民館は昭和40年に建設され、豊似地区の文化活動の拠点として利用されてきましたが、昭和61年に豊似地区に農村環境改善センターが開設され、公民館活動の一部が移行したため、利用も少なくなり、以後、老朽化により使用されていなかったもので、景観上好ましくなく、また、自然災害による破損も大きく、周辺に危険を及ぼすおそれがあるため、このたび解体撤去を予定していることから、関係条例である設置条例と使用条例を廃止するものであります。

なお、本条例は、公布の日から施行したいとするものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第59号 広尾町立豊似公民館設置条例及び広尾町立豊似公民館使用条例の廃止についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第60号～日程第29 議案第62号

1、議長(堀田) 日程第27、議案第60号 北海道市町村総合事務組規約の変更についてから日程第29、議案第62号 北海道市町村職員退職手当組規約の変更についてまでの3件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第60号から議案第62号について提案理由を申し上げます。

本案については、本町が加入するそれぞれの組合の構成団体であった檜山振興局管内の「江差町ほか2町学校給食組合」の構成町である厚沢部町が脱退したことに伴い、組合の名称を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に、胆振総合振興局管内の「西胆振消防組合」が共同処理する事務の追加に伴い、組合の名称を「西胆振行政事務組合」に、それぞれ変更したため、規約の変更が必要となったものであります。

議案資料につきましては、7ページから9ページであります。

構成団体の名称変更に伴い、北海道市町村総合事務組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合及び北海道市町村職員退職手当組合の規約、別表中の名称をそれぞれ変更するものであります。

本規約の変更には、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の議会議決を経ることが必要とされておりますので、提案をするものであります。

以上、よろしく願いを申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案3件に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。議案第60号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから議案第62号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてまでの3件を一括して討論、採決したいと思います。お諮りします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第60号から議案第62号までの3件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案3件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案3件は討論を省略します。

これより議案第60号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから議案第62号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてまでの3件を一括採決します。

お諮りします。本案3件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案3件は原案のとおり可決されました。

◎日程第30 議案第63号

1、議長（堀田） 日程第30、議案第63号 損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） それでは、議案第63号 損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて提案理由を申し上げます。

本案は、先ほど行政報告で申し上げました公用車の交通事故に係る案件であります。当事者間の協議が調いましたので、地方自治法第96条の規定に基づきまして損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決をお願いするものであります。

相手方については、記載のとおりであります。

事故の概要であります。本年7月21日、帯広信用金庫広尾支店駐車場内において職員がいて、いる駐車スペースへ公用車をとめようと駐車場へ進入した際、右側前方に駐車していた相手車両が駐車場を出ようと後方確認せず進入方向へ後退したため、公用車の前部と相手方車両の後部が接触し、双方に損害が発生したものであります。

和解の内容であります。損害賠償金の支払いの後、本件に関していかなる事情が発生しても、裁判上、裁判外を問わず一切異議の申し立て、請求を行わないというものであります。

損害賠償金は3,710円であります。

以上、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第63号 損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第64号～日程第40 議案第73号

1、議長（堀田） 日程第31、議案第64号 平成29年度広尾町一般会計補正予算（第4号）についてから日程第40、議案第73号 平成29年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの10件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第64号から議案第73号まで一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議案第64号についてであります。

本案は、平成29年度広尾町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億8,371万5,000円を追加し、総額を76億2,312万6,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条は、地方債の補正であります。地方債の変更を第2表でお示しするものであります。

28ページであります。

第2表の地方債補正の変更であります。限度額の変更でありまして、臨時財政対策債につきましては発行可能額の確定によるものであります。過疎対策事業債につきましては、対象事業の追加によるものであります。

町債の合計に6,823万9,000円を追加し、7億2,613万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、総務課長より補足説明をいたさせます。

次に、議案第65号についてであります。

本案は、平成29年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであるものとします。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,480万9,000円を追加し、総額を1億2,170万9,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとします。

次のページであります。

補正の歳入であります。

2款1項繰越金105万1,000円の追加は、前年度繰越金の確定に伴い、繰越金を整理したものであります。

4款1項財産売却収入1,375万8,000円の追加は、議案第56号の財産の処分について提案をいたしました港湾用地の売り払いによるものであります。

次に、歳出であります。

1款1項港湾管理費1,480万9,000円の追加につきましては、一般会計繰出金を整理するものであります。

次に、32ページであります。

議案第66号についてであります。

本案は、平成29年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであるものとします。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ97万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を6,263万1,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとします。

次のページの歳入の関係であります。

2款1項一般会計繰入金106万4,000円の減額であります。

3款1項繰越金203万6,000円の追加であります。前年度繰越金の確定によるものであります。

次に、歳出であります。

1款1項簡易水道費97万2,000円の追加につきましては、浄水場ろ過砂除去委託料及び漏水調査委託料の追加であります。

次に、35ページであります。

議案第67号についてであります。

本案は、平成29年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであるものとします。

第1条は、予算の総額からそれぞれ45万8,000円を減額し、総額を5億419万8,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条は地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。

次のページの歳入であります。

1款2項負担金161万7,000円の減額であります。公共下水道受益者負担金の確定見込みによるものであります。

4款1項一般会計繰入金310万5,000円の減額であります。

5款1項繰越金276万4,000円の追加であります。前年度繰越金の確定によるものであります。

7款1項町債150万円の追加であります。公共下水道事業債、資本費平準化債、個別排水処理施設整備事業債及び過疎対策事業債の確定見込みによる追加であります。

次に、歳出の関係であります。

1款1項一般管理費4万円の追加であります。公共下水道受益者負担金の確定見込みによる減額及び消費税の納付額確定による追加であります。1款2項施設管理費62万9,000円の追加であります。汚水ます、マンホール、タイヤショベル及び処理場の修繕料の追加であります。

2款1項事業費344万2,000円の追加であります。公共汚水ます新設工事の追加であります。

3款1項公債費は、28年度発行分の元金及び利子の確定による整理であります。

次のページであります。38ページであります。

第2表の地方債補正の変更であります。

公共下水道事業債、資本費平準化債、個別排水処理施設整備事業債及び過疎対策事業債の限度額の変更であります。

町債の合計に150万円を追加し、1億4,950万円とするものであります。

39ページの議案第68号についてであります。

本案は、平成29年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,193万4,000円を追加し、総額を12億7,255万2,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

次のページであります。

歳入であります。

8款1項一般会計繰入金1,056万6,000円の追加であります。

9款1項繰越金136万8,000円の追加であります。前年度繰越金の確定によるものであります。

次に、歳出であります。

2款1項療養諸費は、財源内訳の補正であります。

10款1項償還金及び還付金1,193万4,000円の追加であります。療養給付費交付金返還額の確定通知による追加及び国保税の過年度還付金の追加であります。

次、議案第69号についてであります。

本案は、平成29年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,438万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を7億3,362万円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるものとします。

次のページをお願いいたします。

歳入につきましては、確定見込みによる交付金の整理及び前年度繰越金の確定に伴う一般会計繰入金を整理したものであります。

歳出であります。

1款1項総務管理費2万1,000円の追加です。国保連合会とのネットワーク改修に係る負担金の追加であります。1款3項介護認定審査会費1万8,000円の追加につきましては、運送料の値上げに伴い通信運搬費を追加するものであります。

4款1項総合事業費は、財源内訳の補正であります。4款2項包括的支援事業・任意事業費32万4,000円の追加につきましては、地域包括支援センターのシステム更新に係る委託料であります。

5款1項償還金及び還付加算金1,402万5,000円の追加につきましては、前年度分の介護給付費及び地域支援事業交付金の精算確定による国及び道交付金等の返還金を計上するものであります。

次に、議案第70号についてであります。

本案は、平成29年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」によるものであるものとします。

次のページの補正内容であります。前年度繰越金の確定に伴い、一般会計繰入金を整理したものであります。

次に、議案第71号についてであります。

本案は、平成29年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」によるものであるものとします。

次のページの補正内容であります。前年度繰越金の確定に伴い、一般会計繰入金を整理したものであります。

次に、議案第72号についてであります。

第1条は、平成29年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を

次のとおり補正するものであります。

収入で第1款第2項医業外収益に97万2,000円を追加し、支出で第1款第1項医業費用に97万6,000円を追加し、同款第3項の予備費から4,000円を減額して整理するものであります。

第3条は、他会計からの補助金を「384,985千円」に改めるとするものであります。内容でありますけれども、精神科受診患者増加による診療日の追加に伴う派遣医師謝礼の追加及び電子証明更新手数料の計上であります。

次に、議案第73号についてであります。

第1条は、平成29年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条の収益的支出であります。予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。支出で第1款第2項営業外費用に21万3,000円を追加するものであります。補正の内容であります。消費税確定による追加であります。

以上で、議案第64号から議案第73号までの補正予算についての提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本案10件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案10件は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

ここで、委員会の委員長、副委員長を互選するため、予算審査特別委員会の開催を願います。委員会条例第9条第2項の規定により、年長であります星加廣保議員に臨時委員長をお願いします。

本会議を休憩します。

午前 11時59分 休憩

午後 0時04分 再開

再開します。

諸般の報告をします。

先ほど設置されました予算審査特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので、報告します。

委員長には山谷照夫議員、副委員長には萬亀山ちず子議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

あす7日は午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承ください。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 0時05分